

補助金等検証シート

No. 3

所属	市民活動推進課	会計	1 款	2 項	1 目	9 事業	11 友好都市交流事業費
第5次総合計画施策体系	章	1	節	2 部門	1	部門名	地域活動・市民活動

1. 補助金の基本データ

(1) 補助金名称	友好都市宿泊補助金								
(2) 根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市友好都市宿泊補助金交付要綱								
(3) 補助金創設年度	平成11 年度	交付区分	個人						
(4) 補助金の導入経緯及び目的	<p>心身を健全に育成し、家族のふれあいや絆を深めるための市民による余暇の有効活用を促進するとともに、本市の友好都市との交流の推進を図るため、奈良県吉野郡上北山村に存する宿泊施設に宿泊した者に対して予算の範囲内において補助金を交付するもの。</p> <p>当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当する場合のみ)</p>								
(5) 平成25年度予算額	100 千円	財源	<table border="1"> <tr> <td>国・県補助金</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>その他特定財源()</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>100 千円</td> </tr> </table>	国・県補助金	千円	その他特定財源()	千円	一般財源	100 千円
国・県補助金	千円								
その他特定財源()	千円								
一般財源	100 千円								
(6) 平成25年度予算額積算方法	[補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい]								
1人1泊2,500円×40人									
(7) 国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等	[市単による上乘せがある場合は、その内容]							
		[国、県等の補助金が創設された経緯・目的]							

(8)から(12)は団体への補助の場合のみ記入してください。

(8) 交付先(団体等名)		(9) 団体等の構成人数	人
(10) 交付先の構成団体の名称(別紙添付でも可)			
(11) 当該補助金の交付の他に交付先に対し行っている助成状況(該当項目全てに○)			
項 目		積算根拠又は内容	金額
市が事務局業務を行っている		人 × 6,600 千円 =	0 千円
場所や備品、消耗品等無償貸与している			千円
有料施設等の減免を行っている			千円
有料施設等の使用料の補助を行っている			千円
その他			千円
(12) ((11)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由			

(13) 補助金総合計 (5) + (11)	100 千円	(14) 補助金総合計に占める人件費の割合	0.0 %
------------------------	--------	-----------------------	-------

2. 補助金制度に関する指針等への適合状況

(1) 補助金の算定根拠		適合しない理由と今後の対応
① 特定の具体的な事業に対する補助である。	<input type="radio"/>	
補助対象事業・補助対象経費		
② 補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	<input type="radio"/>	
補助率又は単価設定根拠		1人1泊2,500円 1家族4人が宿泊施設を利用するとし、4人につき1人分、すなわち1人当たり1/4補助が妥当と判断。1人当たりの宿泊平均金額が約1万円とし、その1/4とした金額が2,500円
③ 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付は行っていない。	<input type="radio"/>	
再交付先の名称、件数等		
再交付の金額・内容		
(2) 補助期間		
① 補助金の終期(原則として3年)を設定している。	<input type="radio"/>	
(終期を設定している場合) 終了年月日		平成27年3月31日
(3) 実績報告等		
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	<input type="radio"/>	
② 領収書及び契約書の写し等を添付させている。	<input type="radio"/>	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。		100万円以上の経費がかかることはない。
(4) 交付先団体等の財務状況及び会計処理 ※ 団体への運営補助の場合のみご記入下さい		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。		
② 交付先団体等において適正な監査機能を有している。		
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。		

3. 補助金交付基準による検証

(1) 公益性		
① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。	B	ある程度つながっている
[上記のように評価した理由] 補助金交付目的が上記を主旨としている。		
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	B	ある程度適合している
[上記のように評価した理由] 上北山村のまちとしての規模等の現況を考えると利用状況についてはやむを得ない面はあるが、市民の余暇の充実を図れる効果があるので市民ニーズには適合していると考え。ただし、災害が起こりやすい地形であることや、村最大の宿泊施設が休館中であることから、利用者数は多くはない。		
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	B	ある程度適合している
[上記のように評価した理由] 市としての政策方針に明らかに示されているものでないので、合致しているかどうかは判断しづらい面はあるが、合致していないとは言えない。		
(2) 必要性		
① 市が関与する妥当性はあるか。	B	一定程度ある
[上記のように評価した理由] 市民の余暇の充実を図る観点から考えると妥当性は一定程度ある。		
② 補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)	B	ない
[上記のように評価した理由] 市民個人への宿泊補助であるため代替策はない。		
③ 創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。	C	達成されている
[上記のように評価した理由] 利用者が上北山村の宿泊施設に宿泊することにより目的は達成される。		
(3) 補助の効果(成果)		
① 補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	B	一定程度認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B	一定程度期待できる
[上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入して下さい。)] 団体への事業補助でないため、跡形となって残るものはないが、市民の余暇の活動の促進の一助にはなっている。		
(4) 補助内容の妥当性(2. 補助金制度に関する指針等への適合状況を踏まえてご記入下さい)		
① 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。	A	明確である
② 補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A	目的どおりである
(5) 補助金交付を中止した場合、問題は？		
無	判断理由	大きな問題は考えられない。

(6)平成22年度以降(H22年度に見直し対象外となったものは平成18年度以降)、内容等で見直しを行ったことがあるか。

有	見直し時期	①平成18年度、②平成21年、③平成24年度	
	見直しの契機	その他	
	見直し内容	〔総額・件数・積算・補助率・その他 見直しを行った内容を具体的に明記してください。〕 ①行政改革推進委員会からの提言により竹野町を削除、②補助金交付規則施行による、③外国人登録原票が廃止されたことによる	
	(無と回答した場合のみ) 見直しを実施していない理由		

(7)H22年度の「補助金等の見直しに関する提言」の提言内容と異なる対応を行った理由は？(H22提言と異なる対応をした補助金のみ記入)

--	--

(8)今後の方向性は？

②	見直し	判断理由	
		②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容	上北山村の現況として、宿泊施設数・観光スポット等が少なく、災害の多い土地柄上、利用者も年度によりバラつきがあるが、現要綱の施行終期期間の27年3月には見直しを行う。

4. 附属データ

(1)交付実績

	平成24年度 (見込)	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
補助金決算額	38 千円	10 千円	185 千円	158 千円	120 千円
うち国県補助金	千円	千円	千円	千円	千円
うちその他財源	千円	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	千円	千円	千円	千円	千円
交付件数実績	15 人	4 人	74 人	63 人	46 人
当該年度交付対象数					
補助金交付・管理事務の人員費	0 千円				
職員従事者数(人・年)					

(2)・(3)は団体への運営補助の場合のみ記入してください。

(2)補助金交付先の収支状況

	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
歳出決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
歳入決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(H24年度末現在高)	千円				

(3)補助金交付先に対する市の出資状況

有の場合出資額	千円
---------	----

(4)他市の状況(H25年度予算ベース)

市名	金額	備考
奈良市	- 千円	
大和郡山市	- 千円	
天理市	千円	国内で友好都市提携なし
橿原市	- 千円	
香芝市	千円	友好都市提携なし。

生駒市友好都市宿泊補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、心身を健全に育成し、家族のふれあいや絆を深めるための市民による余暇の有効活用を促進するとともに、本市の友好都市との交流の推進を図るため、奈良県吉野郡上北山村に存する宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）に宿泊した者に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、宿泊開始日（宿泊施設に宿泊するために当該宿泊施設に到着した日をいう。以下同じ。）において本市に居住する小学生以上の者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に登録されている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する要件に該当しない者であっても、特別の事情があると認めるときは、補助金の交付の対象となる者とすることができる。

3 補助金の交付の対象となる宿泊は、宿泊施設における宿泊（宿泊料金（宿泊施設に支払うべき費用で市長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の支払を伴うものに限る。）で、次の各号のいずれにも該当しないものとし、1会計年度当たり、1人につき3泊を限度とする。

(1) 政治活動、宗教活動、仕事上の出張等に伴う宿泊

(2) この要綱による補助金以外の補助その他の宿泊料金の助成を受けることができる場合における宿泊

(3) テントその他市長が不適当と認める施設における宿泊

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定める額とする。

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、宿泊終了日（宿泊施設での宿泊を終え、当該宿泊施設を出発する日をいう。）の翌日から30日以内に友好都市宿泊補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に宿

泊施設の領収書（当該領収書を添付できない場合にあつては、宿泊施設による宿泊証明書及び宿泊料金の支払を証する書類）を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の宿泊施設の領収書には、宿泊年月日又は宿泊料金の支払日、宿泊人数並びに宿泊施設の名称及び所在地が記載されていなければならない。

3 補助金の交付を受けようとする者が未成年者である場合は、当該未成年者が法定代理人と共に宿泊した場合その他市長が必要がないと認める場合を除き、申請書に法定代理人の同意書を添付しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査等により補助金を交付するものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定及び交付額の確定をするものとする。

（決定等の通知）

第6条 市長は、補助金の交付を決定し、交付額を確定したときは、速やかにその決定等の内容を申請者に対して書面により通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第7条 補助事業者は、前条の規定により通知を受けた補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（施行の細目）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行し、平成27年3月31日限りその効力を失う。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、宿泊開始日が平成11年4月1日以後である宿泊施設に

おける宿泊について適用する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の生駒市友好都市宿泊補助金交付要綱の規定は、平成19年4月1日以後の宿泊について適用し、同日前の宿泊については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正後による生駒市友好都市宿泊補助金交付要綱第2条第1項の規定は、平成24年7月9日以後の宿泊について適用し、同日前の宿泊については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

宿 泊 施 設	金 額
ホテル、旅館、民宿、ペンション等	1人1泊につき 2,500円
コテージ、バンガロー等	1棟1泊につき 2,500円